監查公告第九十一号

地方自治法第百九十九条の規定に基き、

昭和二十七年度

監査概况

にかかる民生部の定期監査を執行したので、その結果を

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可毎週火、金曜日發行(但休日に当るときは翌日)

◇監査公告

監 査 公

の結果の結果といかる民生部定期監査

告

次のとおり公表する。 昭和二十八年六月二十三日 鳥取県監査委員 治 嘉

木 貞 政

加 健太郎 定 治

兒 監查執行個所 課課

執行年月日

昭和二十八年五月四日

話 課

同

世

年五月七日

同

年五月十九日 年五月九日

監査委員 昭和一 一十八年五月四日監査

兒 童

本 貞 政

治 嘉

政の重要性が県民に理解されていないため往々にして る牛面その効果が直ちに現れないためと、兒童福祉行 を管掌しているが、 並びに運営管理指導等兒童福祉行政全般にわたる事項 軽視されがちな点もあつて執行上に相当苦労している 靑少年問題対策、母子福祉対策、福祉施設の整備充実 のと思料するが 当課は兒童福祉法に基き兒童福祉思想の普及啓蒙、 これが所管経費は多額を必要とす (内長欠一名)

職員で概ね円滑に運営しているも

のと認めた。

るよう再考を望む。

なお文化財の普及と活用を図るべ

重しがちであるが農漁村山間僻地の兒童に対しても恩

により第一線の福祉增進

五.

文化財により悪環境から守るように規定されており県 としても優良文化財の推薦勸告をなしているが、 計的掌握がしてない。 兒童委員は民生委員と兼務のため第二義的となる嫌が をはかつているが、 よりの推薦受流しになる傾向に今少 兒童は兒童憲章第九条により整備した遊園地と優良 なお兄童委員の活動内容又は措置狀况につき統 福祉司は一般事務を管掌して 実態把握上調査し置くべき し地域環境を考 中 であ おり、 央

> いるが、 慮すべきことである。 犯罪の七〇%が靑少年により占められている事態は憂 共に啓蒙普及に一層の配意が必要と認める。 を文化財ステイションとして三兒童相談所に設置して 付は全然ない。 く幻灯機と、 一部の団体が利用する程度で不振である。 青少年問題対策については最近特に强調され これらは何れも需要数に達せず又利用狀况も 紙芝居四〇、 折角設置したことでもあり充実すると これが対策については経費不足 スライドフイルム二〇〇本 **何図書の備** なが

県としても諸行事を実施し一層積極的啓蒙施策

ラジオ、新聞、

ポスター等で

昨

週

指導的に年五回隔月にリ 布した程度であり再考を要する。 フレツト を刊行し町村に配 の関係もあろうが何等見るべきものがない。

ただ啓蒙

職資金百万円を繰替貸付 母子福祉対策の一環として一部母子会に対し生業内 してい るが、 一ケ年程度の貸

六

付 より特別会計で運用のようであり長期貸付が実施され 事業運用に努力を望む。 るようで結構である。 であ り長期 の繰替が必要であろう。 今後一層母子会の育 尤も二十八年度 成、 健全な

2

八兒童の福祉增進を目的とする施設及び催物は都市 度に過ぎない ており二十七年度は前年度に比し六十名余り増加され たことは欣ば 修学困難な生徒に対し奬学金貸付制度で保護育成 らいい。 ので予算措置に考慮を望む。 しかし申込者に対し漸く三〇%程 に偏

後左の点留意されたい 惠に浴せしめるよう配意が肝要である。 経理その他事務の処理狀況は概ね良好と認めたが今

(1) が台帳を整備し記錄保存すべきである 母子内職生業斡旋繰替金を伺のみで処理 して \vee

(2)運用にも支障を来すので早期收納に努むべきである。 福祉生奬学金の未返済五、 七七四円あるが今後

0

世 話 課 昭和一 干 八年五月七日

監 査

監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

監査概况

滑に執行していると認めた。 下三十七名(賃金傭一二名) 係業務も開始の運びとなり、 病者並びに遺族援護法の施行に伴なう業務が新たに増 達、留守宅渡しの給与業務等に当つている。 当課は、 更に一時中絶していたソ連、中共地区の復員関 未引揚者の調査究明、 はこれ等業務に努力し円 益々多忙を極め、 死亡公報、 遺骨の傳 なお戦傷 課長以

幸い引揚再開 况を聽取 があるので今後迅速なる事務整理に一層の努力を望む。 になり、完結している。未処理分についても强い要請 未帰還者に対する調査は帰還者等の手蔓を求めて狀 遺族補償業務は繁瑣であるが、 夫々記錄しているが一頓挫の模様である。 により新し い情報が得られ るも のと期待

方途を講ずる必要が認められる。

されるの 今後注意されたい 会計経理は概 で一層の ね適正と認めたが、 努力を切望する。 左記事項につい

おり、 出超過になる危険性が多分にある。 の事務財源は国庫補助又は委託金が過半数を占め 前年度監査にも指摘要望した事項であるが、 殆んどが年度未決定となるため歳入欠陷、支 歲入確保と同時 当課 7

(口) 適当と思料する。 しこれが経費を費用弁償で負担しているが科目上不 復員関係各種大会に外郭団体より代表出席を委託

に事業過程に於ける牧支の均衡に留意されたい。

 $\langle N \rangle$ よりして留意すべきである。 く又事後伺も散見された。計画執行と收支均衡の点 事務の性質上己むを得ないと認めるが立替払が多

課 監查委員 昭和二十八年五月九日監査 南 貞 政 嘉 治

監査概

て

村が経営する国民健康保険の指導監督に要する経費と して一、 年度では県職員の人件費(主事四、 当課の事務は殆 七六八、 六○○円が支出されているに過ぎな んど機関委任の事務で、 雇一) 並びに市町 昭和二十七

の上から憂慮すべきである。 低調である。また昨年の監査時に比し再建実施が二組 県下一六八 合あるが、 九七〇人)が活動しているに過ぎず、 本県国民健康保險制度の運用狀况は極めて低調で、 給費は総体的に不振のようであり保健增進 市町村中六四市町村 (被保險者給数二〇 全国平均に比べ

七年度県下の総末收額は五八二万余円に昇つてい 終つているのは遺憾である。 認めるが、 これが再建整備は刻下の急務であり指導監督が緊要と 滯納額を抱えて何れも危殆に瀕する傾向にあ 市町村に於ける国民健康保險の運営は巨額 当課の実施狀况は不充分で書面啓蒙程度に 政府施策の推進と共に適 り、二十 の保険料

切なる実施計画により强力な指導を望む。 国民健康保險診療報酬審査委員会費として三七四、

費五〇、 定に対し二八%)を生じている。従つて六四、三三九 済額は二三一、 るが、 ○○○円の予算を計上し三四六、一六八円執行してい 純県費に喰込んでいるが、 財源は同審査手数料三二四、〇〇〇円及び純県 ○○○円が充てられているのに、手数料收入 九二九円で九二、 手数料の早期收納に 一九二円の未收 (調 つき

求する場合も考へられるが、 際を把握確認することは困難であり、 に金額の適否は審査委員会で審査されるも、 れまであまり行なわれていない実情であるの 療養担当者が保険者に給付費を請求する場合加療並 極的なる指導監督を行うべきである。 これが調査に 中には過大に請 こついては 加療の実 で、 ح

県職員の少ないため事務処理に不充分な点がある。 一般事務は概ね適正に執行してい べき である。 特に次の点留意され たが 今

経理その他

後

処理す

た \checkmark

(1) ているが各月毎にすべきである。 審査手数料を町村に請求する際四 半期每 に請求

(2) 査の徹底を期されたい。 つているが内容に不突合のものがあり支払に際し審 手数料を基金事務所よりの審査請求書により支払

厚 生 課 監查委員 昭和二十八年五月十 岸 本 九日監査 治嘉

南

監查概况

た の努力により 公益質屋、 引揚,者住宅、 これに伴う保護者の救済物資及び授産並びに内職斡旋 すること、 当課の管掌事務は生活保護法による保護事務を始め 同和事業等多岐に渉る事務を課長以下職員 消費生活協同組合の指導監督、 厚生資金貸付等の外身体障害者福祉に 概ね適正に運営を期しているものと認 災害救助 関 80

. 7

た。尚車中に於ける土産品を大丸と随意契約している いよう留意されたい。 が年度区分の関係もあるのでその都度檢收し遺憾のな し收容施設の整備等受入態勢を整えており結構と認め 経理その他一般事務の処理は適当と認めた。 ソ連地区よりの引揚再開に併い駐在員を派遣 人でも多く恩惠に浴せ しめるようされ たい

資金貸付に対する償還成績は良好と言えず、特に当初 更生資金貸付現在高は六、 ては今後共一層徹底的な指導を切望する。 昭和二十七年度生活扶助費支出狀况は、 三七七、 適確に処理しているものと認めたが濫給漏給に 三九九円に対し八四、九%を執行してお 四八六、九〇〇円あ 予算額 b = 0

六

を把握し積極的指導援助が望ましい。

体の運営も檢討すべき点があると思はれる。

今後実態

消費生活協同組合の育成指導は消極的であり組合自

五 県立養老院の建築を計画し鋭意施工中のようであるが 出納閉鎖期も差し迫つているので、建築の促進を特に 的な施策が望ましい。 編物講習会を三地区で開催した程度であり今少し積極 を行つているが、予算は僅か三三、六〇〇円で事業は 理に意を用い再貸付の運用に格段の努力を望む。 貸付金の未整理が三千万円(七〇%)程度あ 要望する。 れが償還について金融公庫の督励は勿論県としても整 県下未亡人並びに生活困窮者を対象に授産内職指導 昭和二十七年度事業として身体障害者更生指導所 尙此等の建築工事は国の補助の 関係上遲 b, ح

延も巳むを得ないものと認むるも当初計画執行に注意

留意されたい。 が足らなかつたではないかと思考するので今後は充分

旨不徹底に起因するものと思考するので今後啓蒙宣傳 たが実際に給付を受けたものはその一割にも満たない が軽減又は快復すると判定される者一三〇名を選出し 戦傷病者五四四名の診断を行い、 ない巡回診療更生相談班を編成し県下十一ケ所に るので早期に交付されたい。 が今少し積極的施策を望む。 衛生相談等関係機関と協力し指導しているようである デル部落の指定育成、部落指導者の指導講習会、 に努めると共に診断執行場所及び時期等についても考 一名であつた。これ等は各人の事情によるが法の趣 同和事業として生活環境の改善整備を目途としてモ 昨年四月戰傷病者戰沒者遺族等援護法の制定にとも なお補助金の未交付があ 医療措置により現症 保健 於て

鳥取縣鳥取市

縣^{町 町} 取

印

3

所 縣

官庁、会社、学校、団体、法制研究者必讀

鳥取県公報

鳥取県公報を御存知ですか。 本県においては県民の皆様の日常生活に 関係ある重要な條例、規則、規程等をこの 公報に登載して公布しております。 国に官報、県に公報あり、是非公報を讀み ませう。

定期発行日 每週火、金曜日 講讀料(実費)一箇月100円 一箇年1.200円 申込先 鳥取県総務部総務課